

寄附金税額控除にかかる申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）の 記入と提出について

この度は南風原町ふるさと寄附金へのご協力を賜り、誠にありがとうございました。

寄附金税額控除にかかる申告特例（ワンストップ特例制度）の利用をご希望の場合、本紙を必ずご確認の上、手続きをお願いいたします。

1. ワンストップ特例制度を利用できる方

ワンストップ特例制度をご利用いただける方は、以下の（１）、（２）を**全て**満たす方となります。

（１）ふるさと納税以外に、確定申告及び住民税申告をする必要のない方

年収 2,000 万円を超える所得のある方や、医療費控除、住宅借入金控除等のために申告が必要な場合は、確定申告または住民税申告を行ってください。

（２）ふるさと納税をされる自治体の数が年内に 5 つまでの方

1 つの自治体へ複数回の寄附を行う場合は、1 自治体とカウントされますが、申請書は寄附の都度ご提出ください。なお、5 つの自治体を越える場合は、確定申告が必要となります。先に自治体へ提出済みのワンストップ特例申請書がある場合、全て無効となりますのでご注意ください。

2. ワンストップ特例申請書の提出について

ふるさとチョイス申込フォームの又は寄附申込書の「寄附金税額控除にかかる申告特例申請書を希望する」欄にチェックを入れただけでは、ワンストップ特例制度の適用となりません。

ワンストップ特例制度の適用を受けるためには、「寄附金税額控除にかかる申告特例申請書」を記入・押印のうえ、南風原町へご提出いただく必要があります。

裏面の記載例をご参考いただき、必要事項を記載し、押印のうえご提出をお願いいたします。

※受付完了後、受付書を送付いたします。

3. 添付書類について

ワンストップ特例申請にあたっては、マイナンバー確認書類及び本人確認書類の提出が必要です。別添の「個人番号（マイナンバー）・本人確認書類提出用台紙」へ、記載の書類の写しを貼り付け、必ず提出をお願いします。必要な添付書類については、台紙に記載しておりますので、必ずご確認ください。

また、ご提出いただいたマイナンバー確認書類及び本人確認書類につきましては、南風原町個人情報保護条例に基づき適切に管理し、ワンストップ特例申請にかかる事務処理以外の目的では使用いたしません。

4. 申請書及び添付書類の郵送について

ワンストップ特例申請は、マイナンバー関連の書類が必要となるため、電子メールへの添付ファイルやファックスでの提出は一切受付いたしません。必ず郵送をお願いいたします。

担当 総務部企画財政課企画統計班

連絡先 〒901-1195 沖縄県南風原町字兼城 686 番地

電話 098-889-0187

E-Mail H8890187K@town.haebaru.lg.jp